

○在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業に係る事業者の指定を支部において行う場合の取扱いについて

〔平成16年3月31日地基企第35号〕  
各支部長あて理事長

第1次改正 平成21年9月30日地基企第52号

第2次改正 平成23年10月5日地基企第52号

標記の件について、支部において事業者と指定に係る契約を締結する場合には、下記事項に留意の上、その実施に遺漏のないように願います。

なお、「在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業及び介護用機器に関する事業に係る事業者の指定を支部において行う場合の取扱いについて」（平成7年8月1日地基企第51号）は廃止します。

#### 記

- 1 事業者と指定に係る契約を締結する場合は、「在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業に係る介護人の派遣を行う事業者の指定について」（平成23年10月5日地基企第51号）の別添協定書（以下「本部協定」という。）に準じて行うこと。（第1次改正・一部、第2次改正・一部）
- 2 ホームヘルプ事業を実施する市町村等と契約を締結する場合には、事前に本部に協議すること。
- 3 本部協定は、公益社団法人日本看護家政紹介事業協会の会員である民営職業紹介事業者が対象となるものであることから、各支部においてこれに該当する事業者と個別に契約を締結する必要はないこと。（第1次改正・一部、第2次改正・一部）